

えぐちーず

(部内資料)
(案)

連絡先 日本共産党区議団控室 世田谷区世田谷 4-21-27 区役所第2庁舎内

Tel 5432-2791 fax 3412-7480 メール eguchi@jcp-setagaya.jp

ブログ <http://e51d41egc.blog137.fc2.com>

ホームページ <http://egucheese.net/link>

2014年10月14日

10月8日区議会決算特別委員会の「都市整備」所管で、江口が質問しましたので、以下要旨をご報告します。

取り上げたテーマは、「公共交通不便地域の解消」です。



●そもそも

「公共交通不便地域」とは？

・公共交通不便地域とは、バス停から200メートル、駅から500メートル離れている地域のことです。

区内には、その地域が19.6%存在します。

江口Q、「19.6%に何人の方がお住まいか、区は把握しているのか。」

区A、「分かりません」

江口「公共交通不便地域は、面積の問題ではなく、そこに住む人の暮らしの問題です。区は、きちんと何人の方が、不便地域に住んでいるのか把握すべきです。」

・私は、参考値として区の人口、87万人の19.6%は約17万人であることを示しました。

●「バスを通してほしい」という 住民の声を区はどう受け止めるのか

また、以前砧の日本共産党後援会が集めたアンケートの声を紹介しました。

江口Q、「大蔵団地の70代の方からは、自転車に乗れなくなり、祖師ヶ谷大蔵には行けなくなった、等たくさんの声が寄せられている。

祖師ヶ谷大蔵駅南側から、砧・大蔵経由のバス運行を求める声は、切実である。

区内各地からも不便地域解消の要望がある。

区は、こうした声をどう受け止めるのか」

区A、「今後も公共交通不便地域の解消に取り組んでまいります」

●バス以外の乗り合い タクシーなどについても 検討すべき

・区内全体の公共交通不便地域の解消は、すすんでいません。

江口Q、「平成14年22.5%
平成26年19.6%と

12年間で約3%しか改善していない、
なぜ、解消が進まないのか。」

区A、「道路幅員の幅が狭く・・・、
交通管理者である警察の規制が厳しい・・・、
こういったことから、新規バス路線の
運行がすすまない状況です」

・バスを通すには警察の許可が必要
ですが、道路の幅が狭く、警察の許可
がおりないことが課題です。

私は、その対策として、
乗り合いタクシー等の導入検討する
こと、

また23区共同して、この幅員問題に
ついて、警察や都に要望を上げるなど
区として対応をすることを求めました。

(裏面につづく)



●区として、公共交通不便地域の解消に本気で取り組むのならば、補助金についても検討する必要がある

・区では、現在策定中の「世田谷区交通街づくり改定（素案）」について、「公共交通不便地域の解消を目指して…、様々な移動手段の確保に向けた取り組みを検討します」としています。

・区は、「様々な移動手段」の想定に、武蔵村山市での乗合タクシー、商店街が団地まで自転車送迎を行っている例をあげました。

江口Q、「では、こうした地域・住民主体の取り組みの課題とはなんですか？」

区A、「区としてしっかり支援することが必要。合わせて、協力体制・地区の機運の高まりなど考えられます。」

・私は、課題で大きな問題となるのは、検討経費・車両購入費・運行経費等「お金の問題」だと指摘。

江口「区ですら、『…運行補助により、コミュニティバスを導入すると、路線維持のために多年にわたり、多大な財源が必要となることから、…運行補助は行わない』としているのに、それを住民・自治会・商店街の独力でクリアできるか。

武蔵村山市では乗合いタクシーなどに補助金を実施しています。

私は、区民・事業者・区がそれぞれの力を出し合い、協働することは大切なことだと思います。

しかし、**区として公共交通不便地域の解消に本気で取り組むのならば、補助事業についても検討する必要があります。**

●バスの新規運行に補助金を出すことを定めた「要綱」は、なぜ使われなくなったのか

・国は、平成10年施行の「世田谷区バス路線運航経費等補助金交付要綱」があります。

内容は、区が運行開始から5年間（ノ

運行補助を行うことが定められています。

*要綱とは…この場合、区が補助金を出すにあたり、基本となる指針・基準を定めたもの

江口Q、「現在区内には9路線のコミュニティバスが運行していますが、区コミュニティバス第1号である、平成19年運行のタマリバーバスだけしか、この要綱が適用されていません。それはなぜでしょうか？」

区A、「特殊事情から…」

江口Q「この要綱は現在も使えますか？」

区A「要綱は廃止していません。」

江口Q「では、なぜ要綱は使われなくなったのか。」

区A「事業者がわれわれと協議し…」

江口Q「では、なぜ区は『コミュニティバス運行にかかわる経費の補助は原則的に行わず』となったのか？」

区としての正式決定はあったのか？」

区A「財政負担が大きいことから、区は原則として補助は行わない、としています。

いつだれが決めたのかは確認出来ていません」

●コミュニティバス運行を実施15区のうち、経費の補助を行っていないのは、世田谷区ふくめ4区だけ

・2011年の日本共産党都議団の調査では、23区の中でコミュニティバス運行を実施15区のうち、世田谷のように経費の補助を行っていないのは、4区だけです。

・また、都には、コミュニティバス運行にあたり、運行経費・調査検討経費・車両購入費の補助金支出を行っています。

江口「コミュニティバス運行15区のうち、4区以外は補助金を出している。また、都の補助事業を使うこともできる。区は『コミュニティバス運行にかかわる経費の補助は原則的に行わず』という、これまでの見解を見直す必要があります。」

*文中の区の答弁は、江口の責任で抜粋・編集したものであり、区の公式記録ではありません